

# 地震保険普及キャンペーンを実施しました



日 時: 平成26年10月23日午前8時～  
 場 所: 盛岡駅構内  
 参 加: 代協会員 7名 保険会社社員5名



**あっ!!地震!!**  
 入っていますか? 地震保険!!

地震保険の保険金は、被災時の“生活再建資金”となります。

**ポイント**

- 地震発生・被害により家財が壊れた場合、保険金は、その当分の生活を保障するための資金が支払われます。
- 地震保険の保障対象は、「地震性損壊」の発生と認められる一定の条件を要している場合、損害賠償金について特約上の条件を要しない場合があります。

(詳しくは、日本損害保険協会 URL: <http://www.nihondaiyo.or.jp> 参照)

地震・火災、またはこれらによる被害を併発する場合は地震保険で補償します!  
 (火災保険に地震保険の特約を付する場合は地震保険で補償します)  
 地震保険は、火災保険と一緒に加入することができません!(単独では加入できません)

火災保険

+

地震保険

お支払の例

家財・家財の代金 家財の代金 家財の代金

日本損害保険代理業協会  
 〒980-0001 盛岡市大町1-1-1 TEL: 0120-165-155  
 受付時間: 午前9時～午後5時 (休・全曜)



一般社団法人 日本損害保険代理業協会  
 ☎ 0120-165-155 URL: <http://www.nihondaiyo.or.jp/>